

コロナ特例貸付の償還免除及び「償還開始のお知らせ」発送業務スケジュール  
 緊急小口資金及び総合支援資金（初回）、総合支援資金（延長貸付）（令和4年7月から令和6年3月）

【令和4年度から令和5年度】

償還免除	番号 (作業手順等)	業務名称	アデコ(株)に業務委託			免除決定・ 免除不承認 通知発送開始 →	免除申請提出 期限後も受付は継続	緊急小口・ 総合初回 償還開始	総合延長貸付 償還開始																	
			7月	8月	9月				10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
2	免除申請受付																									
	審査・不備返却																									
	システム入力																									
	「免除決定 ・不承認通知」送付																									
1	問合せ対応																									
償還準備	3	「償還開始のお知らせ」 送付																								
		口座振替依頼書受付 ・不備返却 (随時)																								
		口座振替登録完了通知																								
償還業務	4	償還金収納業務 (毎月5日・21日口振、 コンビニ収納払込票、 ATM毎日)																								
		償還完了通知発送 (随時)																								

※1 令和4年7月から9月までの業務はアデコ(株)に委託している。

※2 緊急小口資金・総合支援資金（初回）免除申請書の発送については、令和4年9月5日から発送とする。総合支援資金（延長貸付）免除申請書の発送は、令和5年5月から発送とする。

※3 償還開始が令和5年1月以降の緊急小口資金・総合支援資金（初回）の借受人については、令和4年12月上旬に「償還開始のお知らせ」発行する。